

湖
南
市
森
林
整
備
計
画

湖 南 市 森 林 整 備 計 画

平 成 3 0 年 3 月 樹 立

滋
賀
県

計 画 期 間
自 平 成 3 0 年 4 月 1 日
至 平 成 4 0 年 3 月 3 1 日

湖
南
市

滋 賀 県

湖 南 市

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題
- 2 森林整備の基本方針
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項
- 2 天然更新に関する事項
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
- 4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
- 5 その他の必要な事項

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
- 2 保育の種類別の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- 3 その他必要な事項

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
- 3 作業路網の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
- 2 その他必要な事項

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）
- 3 林野火災の予防の方法
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
- 5 その他必要な事項

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

る事項

- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 その他必要な事項

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、滋賀県の東南部に位置し、南側には阿星山系として阿星山（693m）、大納言（587m）、鳥ヶ嶽（485m）を、北側には岩根山系として十二坊（406m）に代表される花崗岩地帯が大半を占め、一部古生層、洪積層が見られる。丘陵地に囲まれて、地域の中央を野洲川が流れている。当市は、JR 琵琶湖線、名神高速道路、新名神高速道路、京滋バイパス、国道1号線等交通の便が良好で、京阪神方面への通勤圏内にあり、住宅開発を中心とした市街地開発が著しく、今後も都市化傾向は続き、工場・住宅地などへの林地転用が増加するものと思われる。

市面積7,040haで森林面積は3,656ha、市面積の52%が森林区域となっている。森林面積すべてが民有林で、人工林率は45%である。人工林の樹種については、ほとんどがスギ・ヒノキであり、その生育は土地及び気象条件に恵まれて良好である。しかし、森林所有者の高齢化や林業労働者の減少、安い外材の大量輸入などによる国産木材の価格低迷など多くの要因が重なり、適正な時期に保育や間伐などの森林整備が行われていない人工林が増加している。環境に優しい素材である木材の有効活用を図りつつ、計画的な伐採により、林業生産活動を通じた適切な森林整備を推進することが重要となっている。

天然林については、アカマツが比較的多く、森林の景観保持、都市近郊林としての生活環境の保全や教育的観点から整備育成を図るための施策を展開している。

また、森林面積の73%が保安林に指定されており、森林の多面的機能を発揮させるため、治山・造林事業などの積極的な実施を図るとともに、適正な森林管理に努める必要がある。

里山については、近年のエネルギー需要の変化により、放置され利用されなくなったことから森林の荒廃が進み、森林病虫害（マツ枯れ、ナラ枯れ）の発生による地盤保持力の低下や里山周辺での鳥獣による被害が発生している。

このようなことから、森林の持つ公益的機能の維持増進と林業生産活動の活性化を図ることが緊急の課題となっている。

2 森林整備の基本方針

森林整備にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、健全な森林資源を維持造成することを旨とし、自然的、社会的な特質、森林の有する公益的機能の発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等を踏まえ、水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文

化、生物多様性保全、木材等生産の各機能の維持増進を図り、望ましい森林資源の姿に誘導していくための森林整備の基本的な考え方と、これらの森林整備の推進方策に係る基本的な考え方を次のとおり定める。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の森林資源構成等を踏まえ、森林の有する多面的機能の機能発揮上望ましい森林資源の姿について次のとおりとする。

○ 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。

○ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。

○ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。(当市では該当区域なし)

○ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。

○ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成しているウツクシマツなどの森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。

○ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する畦畔林など。

○ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

- (1) 「地域の目指すべき森林資源の姿」に掲げる森林の有する機能について、それぞれの機能の維持増進を図り、望ましい森林資源の姿に誘導していくための森林整備の基本的な考え方と、これらの森林整備を推進していくために必要な、造林から伐採に至る森林施業の推進方策に係わる基本的な考え方について次のとおりとする。

○ 水源涵養機能

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、立地条件等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

○ 山地災害防止機能／土壌保全機能

災害に強い森林を形成する観点から、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る森林として整備及び保全を推進する。

○ 快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。(当市では該当区域なし)

○ 保健・レクリエーション機能

市民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。

○ 文化機能

美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。

○ 生物多様性保全機能

森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとし、また野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。

○ 木材等生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。

森林整備を推進する上で重要な林業労働力については、担い手の主体である森林組合を中心として、伐採可能な森林資源が充実しつつある状況を踏まえて、今後は木材の搬出・利用を進めることとし、集約化、作業道開設、高性能林業機械の導入を行い、伐採・搬出・利用を計画的に進める体制の整備を図る。

また、適切な森林整備を推進するため、森林組合、林業事業者、林業普及指導員、(准)フォレスター、林研グループ等、森林所有者、ボランティア団体などが相互に連携し、技術指導や普及啓発に努めるとともに、補助事業等を積極的に活用して森林整備の推進を図る。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

自力による適正な管理が困難な森林所有者に対し、施業集約化に向けた長期施業受委託など森林経営の受委託に必要な情報提供や助言やあっせんなどを行い、意欲のある森林所有者・森林組合・林業事業者への長期の施業委託による、森林経営規模の拡大を推進する。

また、木材の生産力向上を図り木材生産にかかる労働の軽減を図るため、現地の地形等の条件に適合した作業システムの導入を促進することとし、低コストで効率的な作業システムに対応するため、林道及び森林作業道を整備する。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

樹種別の立木の標準伐期齢について次のとおり定める。

樹種別の立木の標準伐期齢

全 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
	40年	45年	40年	50年	15年	20年

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨として、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成等を勘案して、皆伐、択伐等の伐採方法、主伐の時期、伐採率、伐区の設定方法その他必要な事項について次のとおり定める。

なお、立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図る。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおお

むね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあつては40%以下）の伐採）とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

主伐を実施するにあたっては、自然条件や森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地と伐採跡地の間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するなど、伐採箇所の分散に配慮する。

なお、立木の伐採の標準的な方法を実施するにあたっては、以下のア～エに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

3 その他必要な事項

該当なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要から植栽を行うことが適当である森林において行う。また、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層木として維持する森林において行う。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種

	針葉樹（樹種名）	広葉樹（樹種名）
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ等	クヌギ、コナラ、その他高木性広葉樹等

定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市農林保全課とも相談の上、適切な樹種を選択する。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の標準的な方法について次のとおり定める。

人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数	備考
スギ	中仕立て	3,500本/ha	
	疎仕立て	2,500本/ha	
ヒノキ	中仕立て	3,500本/ha	
	疎仕立て	2,500本/ha	
マツ	中仕立て	3,000～3,500本/ha	
	単層林 中仕立て	3,500本/ha	

広葉樹	複層林 中仕立て	1,000本/ha	
-----	----------	-----------	--

定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市農林保全課とも相談の上、適切な植栽本数を決定する。

イ その他人工造林の方法

人工造林の標準的な方法について次のとおり定める。また、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努める。

その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地ごしらの方法	伐採木および枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置きとするなどの点に注意するものとする。
植付けの方法	気候その他の立地条件および既往の植付け方法を勘案して定めるとともに適期に植付けるものとする。
植栽の時期	春植えの場合は3月～4月に行うことを標準とし、秋植えの場合は苗木の根の生長が鈍化した10月～11月に行うことを標準とする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林で、皆伐による主伐後に人工造林を行う場合は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

また、択伐による主伐後に人工造林を行う場合は、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を超えない期間とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとし、別添の滋賀県天然更新完了基準に基づき、森林の確実な更新を図る。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新を行う場合の対象樹種について次に示す樹種を標準とする。

天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、イチョウ、イチイ、カヤ、イヌマキ、モミ等の針葉樹、ブナ、カシ類、シイ類、ナラ類、クリ、ハンノキ、
-----------	--

	ミズメ、シデ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、クス、サクラ、カエデ類、アカメガシワ、キリ、ヤマウルシ、ハゼノキ、ソヨゴ、シキミ、アセビ、クサギ等の広葉樹
ぼう芽更新による更新が可能な樹種	ブナ、カシ類、シイ類、ナラ類、クリ、ハンノキ、シデ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、クス、サクラ、カエデ類、ソヨゴなど

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新を行う際には、その期待成立本数に 10 分の 3 を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）が生立している場合をもって、更新完了を判定することとする。

また、天然更新にあたって、地表処理、刈出し、植込み、芽かきの方法その他天然更新補助作業として必要な事項等について定め、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき又は植込みを行う。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数
天然更新の対象樹種	概ね 8 5 0 0 本/ha を標準とする

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
芽かき	ぼう芽更新を行った場所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて 1 株あたり 2～3 本の優良芽を残して、残りはかき取る。

ウ その他天然更新の方法

森林の有する公益的機能の維持増進及び早期回復を旨として、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内の期間に、別添の滋賀県天然更新完了基準に基づき、天然更新の完了を確認することとし、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内に更新を完了するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林については、人工植栽により造成された森林であって、種子を供給する母樹が隣接していない森林等、天然更新が期待されないものとし、天然更新に係る伐採届けの提出があった際には、申請に係る森林が上記森林に該当するか個別に判断するものとする。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林における伐採跡地で、天然更新による場合は次のとおりとする。

2の(2)による。

5 その他必要な事項

該当なし。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法

その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

スギ・ヒノキの間伐は、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、間伐の回数及びその実施時期、間伐率等について、以下を標準として定める。

スギ・ヒノキ以外の樹種の間伐については、下層植生（低木層と草本層）や高木層構成樹種の更新環境を確保しながら、想定される生産材の利用形態等に応じ、短伐期・中伐期・長伐期のいずれかの木材生産を目標として行う。その場合の実施時期については、林業普及員又は市農林保全課とも相談の上、行うものとする。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数	間伐を実施すべき標準的な林齢（年）						標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目		
ヒノキ	造作材・一般材	3,500本 /ha程度	25	30	40	55	70	80	林冠がうっ閉し、林木相互に競争が発生し始めた頃、概ね20～30%の間伐率で実施する。対象は不良木を中心に選定するが、林分構成が均一となるよう実施する。	
スギ	一般材	3,500本 /ha程度	15	20	30	40	60	70		

平均的な間伐の実施時期の間隔年数

標準伐期齢未満：10年

標準伐期齢以上：15年

2 保育の作業種別の標準的な方法

スギ・ヒノキの保育の作業種別の標準的な方法について次のとおり定める。

スギ・ヒノキ以外の樹種の保育については、下刈りやつる切りに加え、林内の照度を高めることを目的として、受光伐等を行う。その場合の実施時期については、林業普及員又は市農林保全課とも相談の上、行うものとする。

保育の作業別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数											
		1	2	3	4	5	6	7	8	11	12	20	30
下刈	スギ	1	1	1	1	1	1						
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1	1					
つる切り	スギ			(1)							(1)		
	ヒノキ			(1)							(1)		
除伐	スギ										(1)		
	ヒノキ										(1)		
枝打ち	スギ										1	1	1
	ヒノキ										1	1	1

保育の種類	樹種	標準的な方法	備考
下刈	スギ	1回刈を標準とするが必要に応じて2回刈とし、樹高が雑草類の1.5倍以上または60~70cm程度まで、6~7月に実施する。	
	ヒノキ		
つる切り	スギ	つるの繁茂の著しい箇所を実施する。	
	ヒノキ		
除伐	スギ	下刈終了後に目的樹種の生長を阻害する樹木等を除去し、造林木の過密な箇所では不良木の除去も行う。()書については、主林木の生長が悪い林分のみの除伐作業とする。	
	ヒノキ		
枝打ち	スギ	林床植生の確保や病害虫の予防、材の完満度を高め優良材を生産するために12月~3月に実施する。	
	ヒノキ		

() は必要に応じて実施。

3 その他必要な事項

森林法第10条の10第2項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要のあるもの(以下、「要間伐森林」という。)については、要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知を行うこととする。

また、雪圧等により倒伏した造林木は経済的な価値が損なわれ、場合によっては枯損する危険がある場合は、積雪状況、傾斜等を勘案し、ロープ、縄を用いて木起こしを行う。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する公益的機能の別に応じ、当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林である、公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法について次のとおり定める。

なお、区域内において機能が重複する場合には、より厳しい基準で実施するものとする。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が中程度以上の森林など、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1のとおり定める。

イ 施業の方法

施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。森林の区域については別表2により定めるものとする。

なお、当該区域において複層林施業を経営方針としている区域においては、複層林施業を推進すべき森林とする。

森林の伐期齢の下限

全 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ コナラ	その他 針葉樹	その他 広葉樹
	50年	55年	50年	25年	60年	30年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①～③の森林など、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1のとおり定める。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、山地災害危険地区、砂防指定地周辺、急傾斜崩壊危険区域等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林等。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、国定公園や自然公園の特別地域、都市計画風致地区、鳥獣保護区特別地区、史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等。

イ 施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で、伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配

慮した施業を推進する。

このため、次の①～③の森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、複層林施業を推進すべき森林として定める。

また、適切な伐採区域の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定め、主伐の時期をこれまでの施業履歴から勘案して標準伐期齢の1.6倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進する。

それぞれの森林の区域については別表2のとおり定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

全 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ コナラ	その他 針葉樹	その他 広葉樹
	64年	72年	64年	24年	80年	32年

① 地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点をもっている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分をもっている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破砕帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壤等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壤から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壤から成っている箇所等の森林等。

② 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等。

③ 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見

されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域 及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1のとおり定めるものとする。

(2) 施業の方法

施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

3 その他必要な事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市における森林所有者は小規模零細所有者が多いことから、不在村者や森林経営意欲の低い森林所有者については、森林組合や林業事業体への長期施業受委託を進めることにより、集約化と経営規模拡大を推進することとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

1に示す森林経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針に基づき、経営規模等を拡大するための方策について次のとおりとする。

不在村者や森林経営意欲の低い森林所有者に対しては、森林組合や林業事業体への長期施業受委託を働きかけることとし、受委託に必要な情報提供やあっせんを行う。

また、森林組合や林業事業体を中心となって、集約化のために集落会議等の開催を行う。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

長期の施業の受託等森林の経営の受託の方法は、森林組合や林業事業体と森林経営委託契約の締結を行うことを標準とする。

4 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

市及び森林組合が中心になって施業の共同化を促進する。

施業の共同化のためには、森林所有者間の合意形成が重要であるため、集落あるいは施業団地ごとの協議会を開催し合意形成に努める。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

市・森林組合により、それぞれの地域ごとに協議会を開催し、啓発・普及活動を通じて森林所有者間の施業実施協定の締結を推進する。特に不在村森林所有者の森林整備が十分できていないので、森林組合との施業の受委託の推進を図り、地域一帯となった施業の参画を呼びかけていく。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林施業の共同化を効果的に促進するため、森林作業道等の森林施業を実施するために必要な施設の配置や維持管理を適切に行う。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するために路網整備は重要であるが、本市の路網密度は低位であるため、集約化と合わせて森林作業道を中心とした路網整備を推進することとし、林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について次のとおり定める。

なお、路網密度の水準については、木材の搬出予定箇所に適用するものであり、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系 作業システム	3.5 m/ha 以上	6.5 m/ha 以上	10.0 m/ha 以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系 作業システム	2.5 m/ha 以上	5.0 m/ha 以上	7.5 m/ha 以上
	架線系 作業システム	2.5 m/ha 以上	—	2.5 m/ha 以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系 作業システム	1.5 m/ha 以上	4.5 m/ha 以上	6.0 m/ha 以上
	架線系 作業システム	1.5 m/ha 以上	—	1.5 m/ha 以上
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5 m/ha 以上	—	5 m/ha 以上

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

作業路網等の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域は定めない。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和 48 年 4 月 1 日付け 48 林野道第 107 号林野庁長官通知）又は林業専用道作設指針（平成 22 年 9 月 4 日付け 22 林整第 602 号林野庁長官通知）を基本として、滋賀県林業専用道作設指針に則り、現地の状況に適合した必要最小限の規格により低コストの開設を行う。

イ 基幹路網の整備計画

当該市町村に関する基幹路網については別表 3 に示す。なお、基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整第 885 号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成 8 年 5 月 16 日付け 8 林野基第 158 号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切な管理を行う。本市の管理している林道については、定期的に巡視を行う。災害等により、復旧が必要な場合については、適宜対応する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日付け林整第 656 号林野庁長官通知）を基本として、滋賀県森林作業道作設指針に則り、地形条件に応じて作業の効率化とコスト低減が実現できるよう森林作業道を開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本市には生産森林組合の所有する森林が多い。しかし近年では、組合員数の減少や、組合員の森林への関心の低下、林業業界を取り巻く環境の悪化など様々な影響の結果、それらの森林が適切に管理されていない。そのため、本市では生産森林組合自身が自分たちの森林を管理できるよう支援する。

また、林業技術、知識の習得のため各種の研修会や講習会の受講を促し、林業従事者の技術のレベルアップを図り、資格保持者や技術習得者が新たに林業に従事できるよう支援する。

実際の森林施業の実施主体である森林組合の経営拡大を支援し、組合の組織強化を図る。さらに、森林組合の森林整備活動などを支援し、積極的な施業及び経営の受託により、安定的な事業量が確保されるよう、森林組合の経営体質強化を図る。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

現在実施している車両系による搬出間伐において、効率的な路網配置技術の習得を目指すとともに、作業手順の見直しによるさらなる効率化を図る。将来的には、造材作業へのプロセッサ等の導入を進める。また、急傾斜地においてはスイングヤーダ等を利用した架線系技術の導入を図る。併せて、高性能機械の能力を最大限に発揮させるためにオペレーターの育成支援を行う。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業種	車両系【緩傾斜地（35°未満）】		架線系【急傾斜地（35°以上）】	
	現 状	将 来	現 状	将 来
伐 倒	チェーンソー	チェーンソー	該当なし	チェーンソー
木寄せ	グラップル (ウインチ付)	グラップル (ウインチ付)		スイングヤード・クレーンヤード・集材機
造 材	チェーンソー	プロセッサ等		プロセッサ等
積込み	グラップル	グラップル		グラップル
搬 出	フォワーダ	フォワーダ		フォワーダ

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

なし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

鳥獣害を防止するための措置を講ずべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止について定める。

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカにより被害を受けている森林及び被害が生じるおそれのある森林等について、その被害の状況や当該対象鳥獣の生息状況を把握できる全国共通のデータ等に基づき、鳥獣害防止森林区域を別表4に定める。

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法については、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を単独で又は組み合わせて推進する。特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進する。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整する。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

2 その他必要な事項

近年ニホンジカの生息数の増加および生息域の拡大により、林業被害のみならず、下層植生の食害により土砂流出の危険性の増大、森林更新の阻害、生物多様性の低下など大きな影響が出ており、捕獲の推進と併せて森林土壌対策や希少種保護などの森林対策を実施する。

また、野生鳥獣との共存に配慮し、生物多様性が保全されるような多様な森林の整備、野生鳥獣と地域住民との棲み分けに配慮した緩衝帯の整備を推進する。また、鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法の方針等について、必要に応じて、植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回・各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者等からの情報収集に努める。鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言指導等を通じて鳥獣害の防止を図る。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の駆除及び予防については、被害の未然防止と早期の発見と駆除に努めることとし、マツクイムシ被害に対しては薬剤による駆除とともに抵抗性マツや他の樹種への転換を進める。また、ナラ枯れ被害に対しては里山整備等を通じた防除等を推進する。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う。

(2) その他

(1)のほか、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、本市、森林整備事務所、森林組合、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までの地域の体制づくりのため、関係機関が連携して取り組むこととする。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

ニホンジカ以外による森林被害について、被害の動向などを踏まえた被害対策等を実施すると共に、野生鳥獣との共存に配慮した森林整備を行う。

3 林野火災の予防の方法

林野火災の発生防止のため、森林巡視や山火事警防等を適時実施する。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のため森林法第21条に規定する目的のための火入れを実施する場合は、実施者に対し延焼の恐れがないよう湖南省火入れに関する条例に基づき指導を行う。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の区域	備考
該当なし	

(2) その他

該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能の森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

(1) 森林保健施設の整備

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

- (1) 路網の整備状況その他地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第 33 条の 1 号ロの規定に基づいて、路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる複数林班にわたる区域の範囲を定めるものとする。

具体的には、大規模な尾根筋や河川等の地形、人工林等の森林資源の状況、公道も含めた路網の整備の状況及び森林の所有・管理形態の状況等の地域の実情を総合的に勘案して、造林、保育、伐採及び木材の搬出が一体として効率的に行うことができるまとまりのある森林について、10 から 30 林班数を目安として区域の範囲を定めるものとする。

区域は、林班により特定できるようにする。

旧市町村	区域名	林班	区域面積 (ha)
石部町	石部	1～15	691.80
甲西町	甲西南 1	54～61、63、64	560.63
〃	甲西南 2	38～53、62	1201.34
〃	甲西北 1	16～37	626.16
〃	甲西北 2	1～15	576.11

- (2) その他

森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア II の第 2 の 3 の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ II の第 4 の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ IIの第5の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項
及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
該当なし				

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本市の北西部は、県立希望が丘公園の一部を占め、また、北部中央は岩根山十二坊の景勝地となっている。南部には、史跡も多く存在しており、森林レクリエーションの場としての活用が期待されている。

今後の整備方針としては、森林の保全や公共施設等への積極的な地域産材の利用促進等による活用、歴史遺産周辺整備とともに、各歴史遺産を結ぶ遊歩道などの整備や森林レクリエーション機能の充実を図る森作りを推進する。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

森林ボランティアグループによる、岩根山を中心とした森林活動（清掃、草刈り、除伐、歩道開設、植栽）を今後市内全域に活動の場を広げていけるよう支援する。

また、小学生高学年を中心とした「緑の少年団」活動や琵琶湖森林づくり事

業の「やまのこ」活動事業への参画により、森林林業の大切さを実感し、ふるさとへの愛着を育むため、林業体験等のイベントを企画し、森林づくりへの直接参加を推進する。

また、学校林活動を通じて、植樹や保育作業を通じた自然に関する科学知識の学習、社会に貢献する情操豊かな人間性の修得、森林造成による地域社会への寄与を推進する。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

該当なし

(3) その他

該当なし

6 その他必要な事項

琵琶湖森林づくり事業にかかる協定に基づいた適切な管理を推進する。

付属資料

- 市町村森林整備計画概要図
- 滋賀県天然更新完了基準